

平成 18 年度盛岡市道除雪計画の方針について

平成 18 年 8 月 23 日
建 設 部

盛岡市（玉山区を除く）の除雪は「盛岡市除雪計画書」をもとに作業を実施しています。

「盛岡市除雪計画書」は、盛岡市の除排雪対策の方向性を定めた「盛岡市除排雪基本方針」、除雪の対策区分等を定めた「盛岡市除雪基本計画」、盛岡市道の除雪基準や体制を定めた「盛岡市道除雪計画」、そして除雪路線の計画や実施方法を定めた「盛岡市道除雪計画実施要領」から成り立っています。

昨年度の豪雪に伴う除雪対応状況の総括において、除排雪委託業者及び除雪車両の確保、豪雪時における組織体制の強化、及び除排雪業務に関する市民への情報提供のありかたが基本的な課題となったことから、以下のとおり「盛岡市道除雪計画」の方針に、排雪作業、豪雪対策、情報発信等の項目を新たに追加・拡充したものであります。

なお、この「盛岡市道除雪計画」を今後策定予定の、平成 18 年度の「盛岡市道除雪計画実施要領」に反映させ、この冬の除排雪対策に望むものであります。

1. 目的（従来どおり）

この計画は、冬期間における盛岡市道の除雪活動を迅速かつ適切に実施し、円滑な道路交通を確保し、市民生活を守ることを目的とする。

2. 除雪対策本部の設置（従来どおり）

除雪活動を迅速かつ円滑に実施するため、除雪対策本部を設置する。

なお、除雪対策本部の組織体制は、別図－1 のとおりとする。

3. 除雪作業内容（従来どおり）

(1) 指定路線の除雪

市が除雪しようとする路線（以下、「除雪指定路線」という。）は、市民生活の基盤路線である定期運行バス路線、スクールバス路線、患者輸送バス路線、その他主要幹線市道及びこれらを連絡する地区幹線的路線とし、あらかじめ市が指定するものとする。

(2) 指定外路線の除雪

指定していない路線の除雪については、地域住民、町内会、事業所等が中心となり実施するものとし、市は必要に応じて除雪機械器具等を貸与するものとする。また、通行が著しく困難となったときは、市がパトロールを実施し、除雪や凍結防止剤散布等状況に応じ対応するものとする。

る。

(3) 除雪出動基準

除雪指定路線の除雪は、次に該当する場合に実施する。

- ①降雪量が概ね 10cm を超えたとき。
- ②降雪量が概ね 5cm を超え、さらに降雪が予想されるとき。
- ③強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。
- ④わだち等路面状況が著しく悪化したとき。または、気温の上昇に伴う融雪により路面状況が著しく悪化したとき。

4. 排雪作業内容（内容の拡充）

(1) 指定路線の排雪

市が排雪しようとする路線（以下、「排雪指定路線」という。）は、市民生活の基盤路線である除雪指定路線のうち、主要幹線市道とし、あらかじめ市が指定するものとする。

(2) 指定外路線の排雪

排雪指定路線以外の路線の排雪については、地域住民、町内会、事業所等が中心となり実施するものとし、市は必要に応じて排雪用ダンプトラック等を貸与するものとする。また、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは通行が確保できない場合は、市がパトロールを実施し、対応するものとする。

(3) 排雪実施基準

市道の排雪は、次に該当する場合に実施する。

- ①排雪指定路線において、路側の堆雪高さが 1.5 m を越え、かつ片側（片側 2 車線以上の道路については外側）の車道幅員が 2 m を確保できなくなったとき。
- ②主要な交差点において堆雪が著しく、通行に支障があるとき。
- ③車道及び歩道の幅員確保が困難となり、著しく通行に支障があるとき、またはそのおそれがあるとき。
- ④路面状況が著しく悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは通行が確保できないと判断したとき。

5. 凍結防止剤の散布（従来どおり）

凍結防止剤散布車により、バス路線等の主要な交差点や急坂部等に凍結防止剤を散布する。また、その他の市道については地域住民や町内会、事業所等の散布協力を得て、凍結路面の解消に努める。

6. 雪捨場の指定（従来どおり）

除雪活動を円滑に実施するため、市内主要箇所（市道、町道、市街地、公園、学校、施設等）に雪捨場を指定する。

7. パトロールの実施（従来どおり）

積雪や除雪の状況を把握するため、計画的にパトロールを実施する。

8. 情報収集・管理（内容の強化）

(1) 気象情報収集

適切な除雪活動を行うため、盛岡地方気象台の協力を得て全般的な気象情報の収集を行うとともに、気象情報システムを利用して各地区別の情報の収集を行うものとする。

(2) 路面情報収集

盛岡地区広域行政事務組合等により、路面状況について情報提供を受けるとともに、路面監視システムを利用して状況の確認に努めるものとする。

(3) 市民情報（要望等）収集

市民からの要望等に基づく情報を適切に収集したうえで、積雪等の路面情報として管理し、除雪指示やパトロールの情報として活用するものとする。

9. 情報発信（追加項目）

市民協働の除雪を推進するため、降雪量や雪捨場の状況に加え、貸し出しダンプの利用状況等についても、ホームページ（ウェブもりおか）等を利用し、最新情報の迅速な発信に努める。

10. 豪雪対策（内容の拡充）

降雪量が概ね 40cm を超え、市民生活に多大な影響を及ぼしているか、または及ぼすおそれがあるときは、盛岡市豪雪対策本部を設置しその対策にあたる。

なお、除雪対策本部の組織体制は、別図-2のとおりとする。

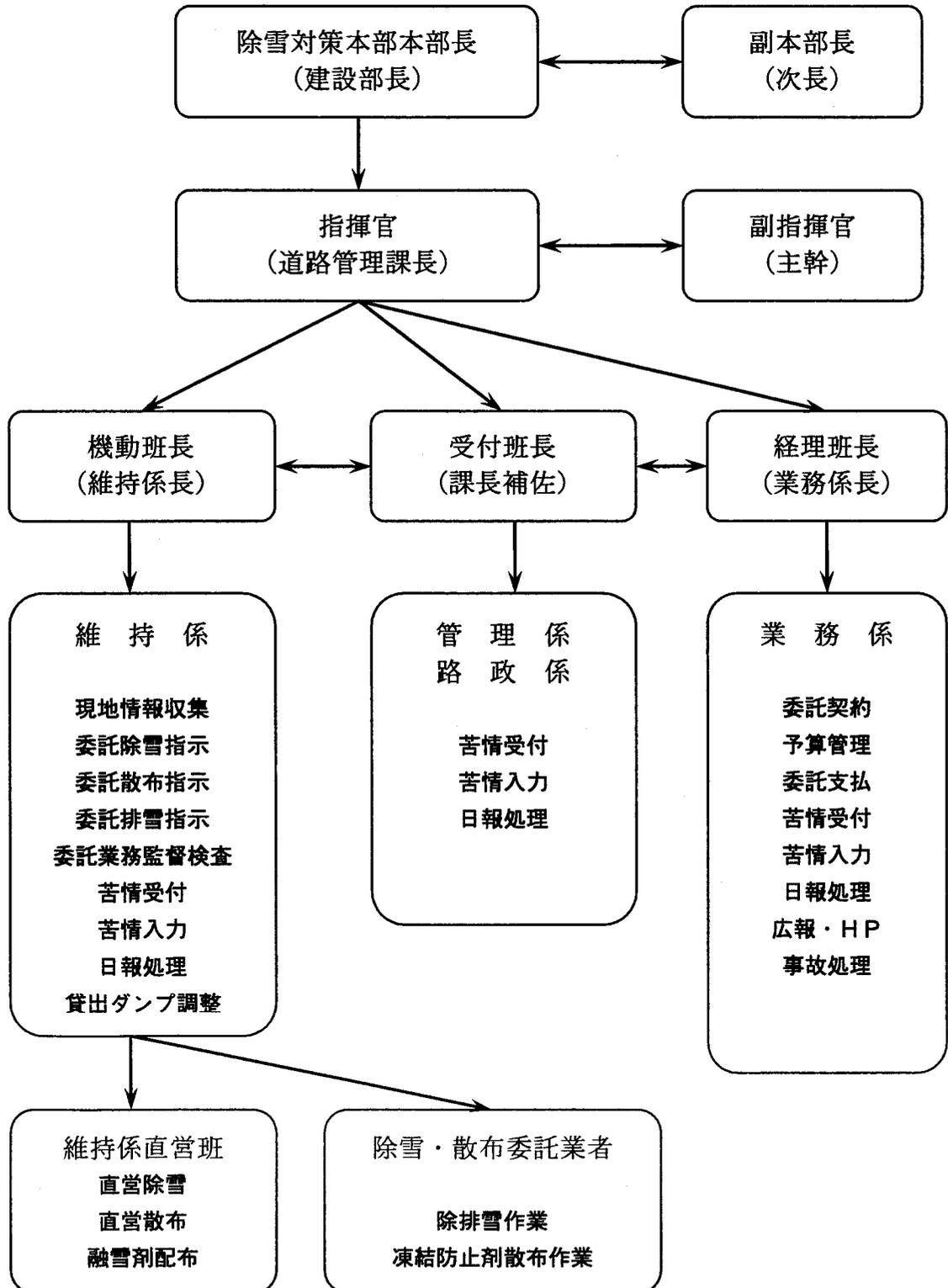
(1) 苦情等の受付体制の強化

苦情等の収集を円滑に行うため、建設部内で電話の調整、若しくは道路管理課内への電話の増設を行うとともに、建設部内の各課より受付対応職員の応援を受ける。

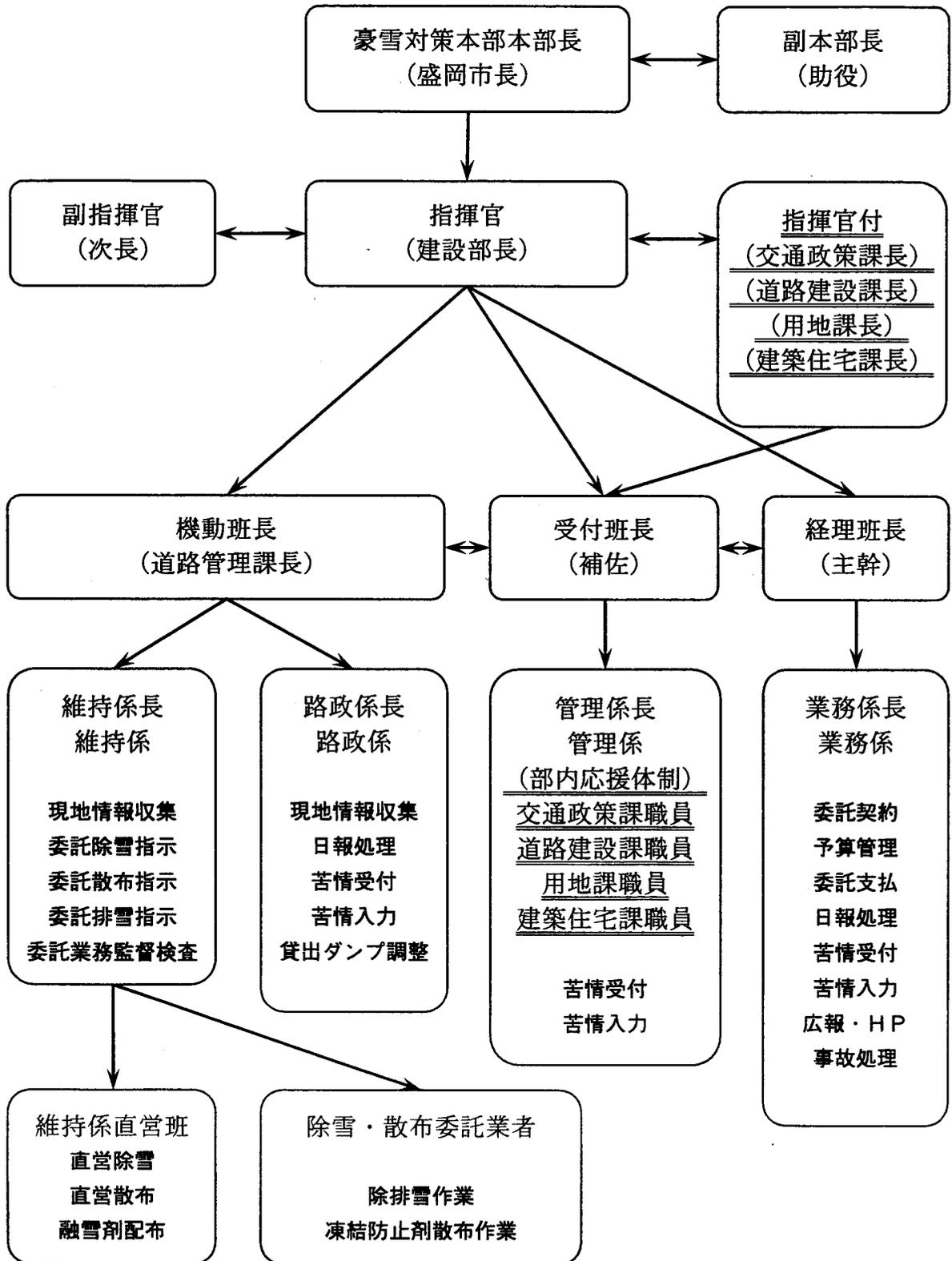
(2) 現地確認体制の強化

降雪及び積雪の情報を収集するため、市内をブロック分けしたうえで、常時のパトロール体制を敷き、道路状況の確認、苦情への対応、除雪業者への指導にあたる。その際に不足する公用車については、建設部内の各課、及び全庁的な応援を要請し対応する。

除雪対策本部組織体制



豪雪対策本部組織体制



○苦情・要望等の件数

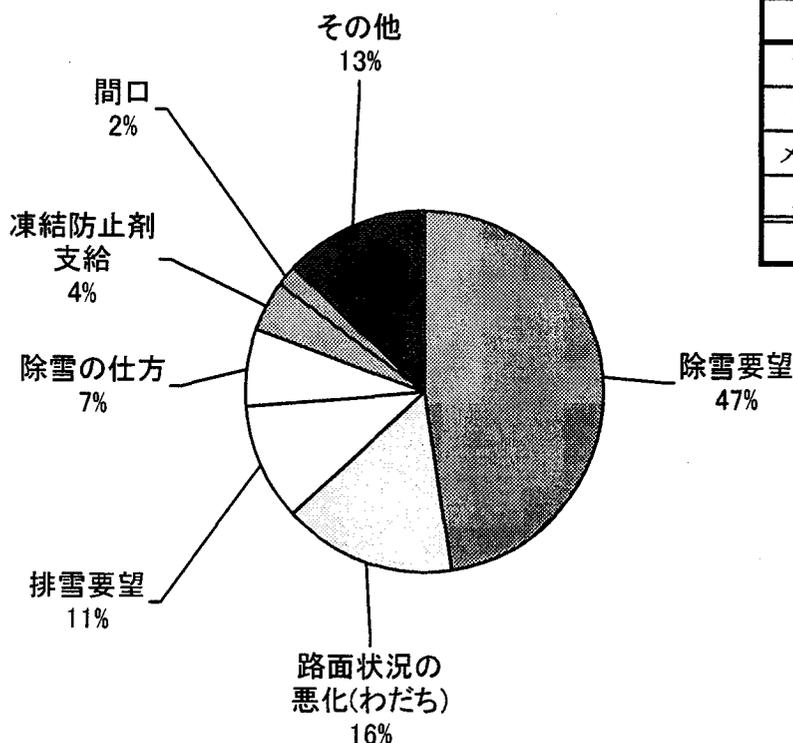
月別受付件数

	4～11月	12月	1月	2月	3月以降	計
平成17年度	35	1,001	3,689	1,418	85	6,228
平成16年度	27	18	187	307	75	614

平成17年度内訳（延べ件数）

	構成比	4～11月	12月	1月	2月	3月以降	計
除雪要望	47.4%	0	509	1,737	790	22	3,058
路面状況の悪化（わだち）	15.8%	0	42	842	133	0	1,017
排雪要望	10.5%	0	49	409	217	3	678
除雪の仕方	7.0%	9	128	231	84	1	453
凍結防止剤支給	4.3%	0	58	121	81	20	280
間口	1.9%	0	34	73	14	1	122
除雪の遅延	1.3%	0	35	43	5	1	84
除雪路線指定要望	1.5%	26	16	25	29	2	98
凍結防止剤散布依頼	0.9%	0	6	38	14	0	58
お礼	0.7%	0	8	27	8	0	43
雪捨て場関係	0.5%	0	16	11	5	0	32
水切り	0.3%	0	1	7	14	0	22
除雪不要	0.3%	0	11	5	1	0	17
ドラム缶（凍結防止剤保管場所）	0.1%	0	4	2	3	0	9
消雪施設関係	0.1%	0	3	1	0	0	4
その他	7.5%	0	87	238	101	55	481
計	100.0%	35	1,007	3,810	1,499	105	6,456

苦情・要望等内訳（%）



受付形態

	件数	構成比
電話	6,051	97.2%
窓口	101	1.6%
メール	57	0.9%
文書	19	0.3%
計	6,228	100.0%